12. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	平成15年度末	平成16年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	2, 601, 149	3, 081, 452
①資本の部合計	575, 695	561, 745
②価格変動準備金	162, 858	194, 569
③危険準備金	439, 958	570, 195
④—般貸倒引当金	10, 013	4, 307
⑤その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	863, 593	1, 203, 670
⑥土地含み損益×85% (マイナスの場合100%)	△64, 741	△33, 331
⑦負債性資本調達手段等(劣後ローン、劣後債等)	109, 723	100,000
⑧控除項目	△1,940	
⑨その他(保険契約準備金の一部、税効果相当額等)	505, 989	480, 294
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\mathbb{Q}^2 + (\mathbb{Q} + \mathbb{Q})^2} + \mathbb{Q}$	695, 601	692, 072
⑩保険リスク相当額	210, 079	209, 800
⑪予定利率リスク相当額	124, 153	123, 359
⑫資産運用リスク相当額	521,001	518, 254
⑬経営管理リスク相当額	17, 104	17, 028
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times100$	747.9%	890. 5%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第 50号の規定に基づいて算出しています。
 - 2. 「資本の部合計」には社外流出予定額およびその他有価証券の評価差額金を除いた金額を記載しています。
 - 3. 「土地含み損益」には再評価後の時価変動による含み損益を記載しています(「土地の再評価に関する法律」に基づき明治生命は平成11年度末に、安田生命は平成12年度末に再評価を実施しました)。
 - 4. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社 または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本 調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、平成16年 度末において、当社では該当項目はありません。